

告示

埼玉県自動車税事務所長告示第一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和三年十一月十九日

埼玉県自動車税事務所長 増田 正

| 氏名又は名称 | 代表者の氏名 | 主たる事務所又は事業所の所在地 | 指定取消年月日 |
|----------|-------------|---------------------|------------|
| 株式会社村田鋳油 | 代表取締役 村田 雅央 | 埼玉県さいたま市桜区田島六丁目四番一号 | 令和三年十月三十一日 |